

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【事業年度】	第202期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
【会社名】	ダイトウボウ株式会社
【英訳名】	Daitobo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山内 一裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号
【電話番号】	(03)6262-6557
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 三枝 章吾
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号
【電話番号】	(03)6262-6557
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経営管理本部長 三枝 章吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第198期	第199期	第200期	第201期	第202期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
売上高 (千円)	4, 427, 778	4, 496, 789	4, 819, 101	4, 617, 518	4, 502, 252
経常利益 (千円)	153, 946	236, 704	228, 267	21, 915	86, 015
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	103, 788	294, 872	75, 806	97, 513	42, 834
包括利益 (千円)	117, 773	△191, 021	102, 644	189, 178	26, 130
純資産額 (千円)	4, 450, 935	4, 308, 418	4, 419, 213	4, 615, 257	4, 646, 942
総資産額 (千円)	18, 888, 855	20, 853, 062	22, 373, 071	21, 909, 249	21, 113, 498
1 株当たり純資産額 (円)	148. 56	143. 76	147. 19	153. 52	153. 96
1 株当たり当期純利益 (円)	3. 47	9. 86	2. 54	3. 26	1. 43
潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益 (円)	3. 46	9. 82	2. 52	3. 23	1. 42
自己資本比率 (%)	23. 5	20. 6	19. 7	20. 9	21. 9
自己資本利益率 (%)	2. 4	6. 7	1. 7	2. 2	0. 9
株価収益率 (倍)	30. 5	8. 0	63. 0	33. 7	63. 6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	559, 135	375, 151	283, 572	899, 386	516, 952
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△86, 777	△1, 796, 948	△2, 076, 898	△64, 581	△127, 967
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△363, 993	1, 370, 081	1, 387, 247	△668, 650	△632, 774
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1, 777, 319	1, 725, 283	1, 318, 905	1, 485, 228	1, 242, 958
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	103 (4)	109 (3)	111 (3)	114 (7)	115 (8)

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第198期	第199期	第200期	第201期	第202期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
売上高 (千円)	3,453,186	3,445,065	3,880,198	3,650,897	3,355,348
経常利益 (千円)	128,637	204,443	315,089	18,858	103,349
当期純利益 (千円)	83,616	270,229	164,460	98,938	61,619
資本金 (千円)	1,500,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,177,000
純資産額 (千円)	4,461,515	4,255,336	4,456,242	4,653,066	4,696,798
総資産額 (千円)	18,480,826	20,347,885	21,817,095	21,498,580	20,637,246
1株当たり純資産額 (円)	148.92	141.81	148.25	154.59	155.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	2.79	9.03	5.49	3.31	2.06
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	2.79	8.99	5.45	3.27	2.04
自己資本比率 (%)	24.1	20.9	20.3	21.5	22.7
自己資本利益率 (%)	1.9	6.2	3.8	2.2	1.3
株価収益率 (倍)	38.0	8.7	29.1	33.2	44.2
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	49 (2)	58 (1)	60 (3)	61 (4)	62 (3)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	145.2 (115.9)	108.2 (110.0)	219.2 (99.6)	150.7 (141.5)	124.7 (144.3)
最高株価 (円)	141	110	314	177	143
最低株価 (円)	67	70	80	99	86

(注) 1 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2 【沿革】

1896年 2 月	資本金100万円で東京モスリン紡織株式会社を設立
1911年 9 月	羊毛トップ製造開始
1921年 6 月	東京キャリコ製織株式会社を合併
1923年 2 月	名古屋製絨工場、操業開始
1936年12月	社名を大東紡織株式会社と改める
1941年 6 月	沼津毛織株式会社を合併
1944年 3 月	社名を大東工業株式会社と改める
1947年 5 月	社名を大東紡織株式会社と改める
1949年 5 月	株式を東京証券取引所に上場
1960年11月	衣料事業を開始
1961年10月	株式を名古屋証券取引所に上場
1974年 2 月	(株)ペンタスポーツ(株)ロッキングムペンタ)を設立し、中軽衣料事業を開始
1980年10月	寝装製品の製造開始
1981年12月	三島市郊外にショッピングセンター「サンテラス駿東」(現「サントムーンアネックス」)を建設し、賃貸開始
1990年12月	新潟分工場(羊毛ふとん製造)を分離し、新潟大東紡(現連結子会社)を設立
1991年 3 月	寝装営業部を分離し、大東紡寝装(株)を設立
1996年 7 月	新防縮加工素材(E ウール)を開発
1996年 9 月	ショッピングセンター運営管理会社として、大東紡エステート(株)(現連結子会社)を設立
1997年 4 月	三島市郊外にショッピングセンター「サントムーン柿田川」を開業
2000年 8 月	中国寧波市に中国杉杉集団と合併で衣料品製造会社寧波杉杉大東服装有限公司を設立
2001年11月	上海事務所を開設
2005年 9 月	中国寧波市に中国杉杉集団と合併で衣料品製造会社寧波杉京服飾有限公司を設立
2007年12月	ショッピングセンター「サントムーン柿田川」の増改築完了
2008年 9 月	ショッピングセンター「サントムーンアネックス」の改築完了
2008年10月	(株)コスモエイから婦人服企画提案型OEM事業の一部を譲受
2010年 8 月	中国上海市に衣料品販売会社上海大東紡織貿易有限公司(現連結子会社)を設立
2011年 2 月	上海事務所を閉鎖
2012年 2 月	寧波杉京服飾有限公司を存続会社とする吸収合併により寧波杉杉大東服装有限公司を解散
2014年 2 月	当社を存続会社とする吸収合併により大東紡寝装(株)を解散
2015年 7 月	(株)ロッキングムペンタを解散
2016年 9 月	社名をダイトウボウ株式会社と改める 本社を日本橋小舟町から日本橋本町へ移転
2017年 3 月	寧波杉京服飾有限公司の出資持分を全て売却
2017年10月	単元株式数を1,000株から100株へ変更
2018年 8 月	資本金を15億円から1億円へ減資
2019年 3 月	和田哲(株)からヘルスケア事業の一部を譲受
2020年 3 月	ショッピングセンター「サントムーン柿田川」内に、新棟「サントムーン オアシス」を開業
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場及び名古屋証券取引所の市場第一部からプレミア市場に移行

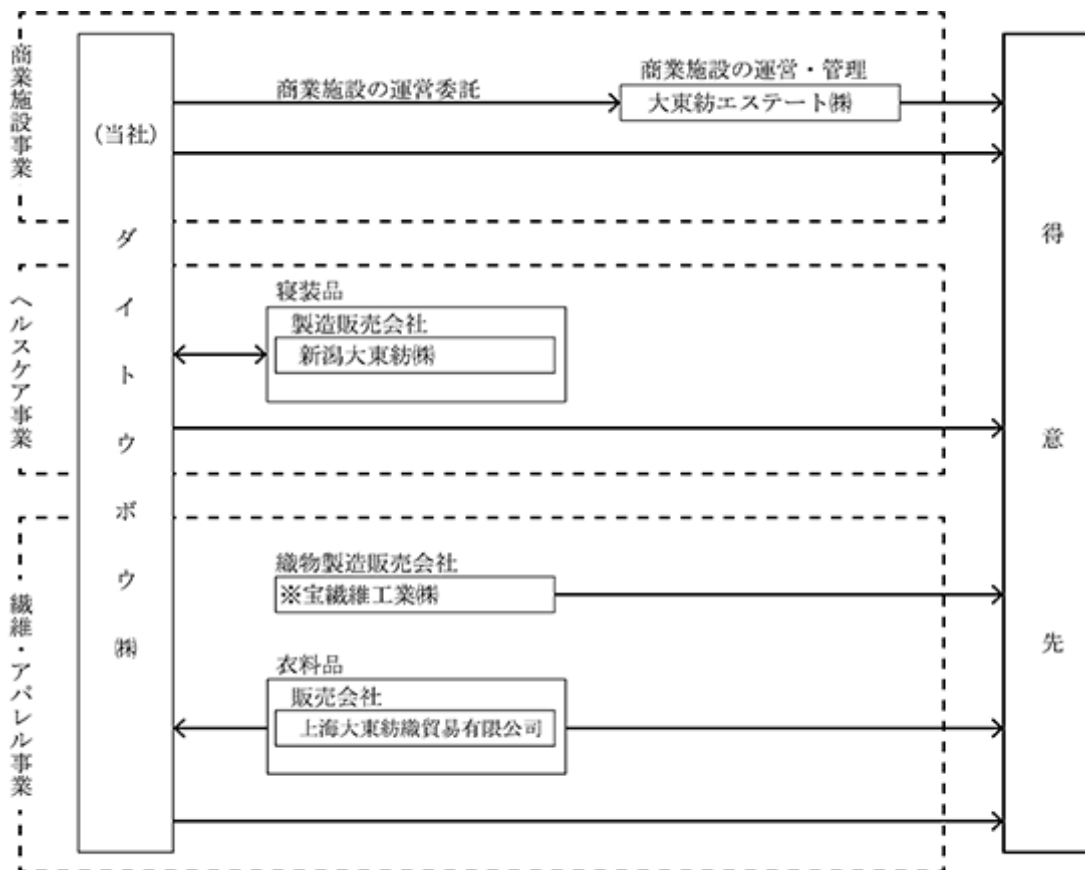
3 【事業の内容】

当社グループは、当社（ダイトウボウ㈱）、子会社3社及び関連会社1社により構成されており、不動産賃貸及び商業施設の運営・管理を主たる業務とする商業施設事業、寝装品等の製造・販売を主たる業務とするヘルスケア事業並びにアパレル製品（衣料品、ユニフォーム）・繊維（素材）等の製造・販売を主たる業務とする繊維・アパレル事業を営んでいる。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりである。なお、以下に示す区分はセグメントと同一の区分である。

- (1) 商業施設事業 当社が不動産の賃貸を行っている。また、子会社大東紡エステート㈱が商業施設の運営・管理を行っている。
- (2) ヘルスケア事業 子会社新潟大東紡㈱が製造し、当社を通じて販売している。
なお、当社グループ以外の外注加工先も利用している。
- (3) 繊維・アパレル事業
 衣料部門 子会社上海大東紡織貿易有限公司が購入した衣料品を当社および外部に販売している。
 ユニフォーム部門 当社がユニフォームを販売している。
 素材部門 当社及び関連会社宝繊維工業㈱が繊維素材等を販売している。
 なお、上記衣料部門、ユニフォーム部門及び素材部門については当社グループ以外の外注加工先も利用している。

〔事業系統図〕 以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりである。



無印 連結子会社、※持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 大東紡エステート㈱ (注) 2, 3	静岡県駿東郡清水町	30,000	商業施設事業	100.0	当社が所有する商業施設の運営を委託している。 設備の賃貸あり。
新潟大東紡㈱ (注) 2	新潟県十日町市	10,000	ヘルスケア事業	100.0	当社が販売する寝装品を製造している。 資金援助あり。 設備の賃貸あり。
上海大東紡織貿易有限公司 (注) 2, 3	中国上海市	千米ドル 450	繊維・アパレル事業	100.0	当社が購入する衣料品の一部を当社に販売している。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) 宝繊維工業㈱	静岡県浜松市北区	12,000	繊維・アパレル事業	39.5	繊維素材を販売している。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載している。

2 特定子会社に該当している。

3 大東紡エステート㈱及び上海大東紡織貿易有限公司については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えている。

主要な損益情報等

	大東紡エステート㈱	上海大東紡織貿易 有限公司
① 売上高	1,904,018千円	594,368千円
② 経常利益	△2,083千円	14,227千円
③ 当期純利益	△3,024千円	13,788千円
④ 純資産額	110,168千円	69,606千円
⑤ 総資産額	1,597,683千円	174,959千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
商業施設事業	32 (1)
ヘルスケア事業	41 (6)
繊維・アパレル事業	22 (1)
報告セグメント計	95 (8)
全社(共通)	20 (―)
合計	115 (8)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載している。
 2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものである。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
62 (3)	45.5	14.5	5,225

セグメントの名称	従業員数(人)
商業施設事業	3 (―)
ヘルスケア事業	20 (3)
繊維・アパレル事業	19 (―)
報告セグメント計	42 (3)
全社(共通)	20 (―)
合計	62 (3)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載している。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。
 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものである。

(3) 労働組合の状況

当社グループのうち、当社の労働組合は、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（ＵＡゼンセン）に加盟している。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものである。

(1) 経営方針

120年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していく。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にする企業となり、日本のより良い未来の創造に貢献する。

(2) 経営環境

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の波動的な流行、夏場の第5波、さらに1月から3月にかけて猛威を振った第6波の影響が厳しく、2021年末にかけて一時的に新型コロナウイルス感染症が落ち着いた時期に雇用環境や個人消費が持ち直したものの、全体としては長く足踏み状態が続いた。この結果、製造業などで持ち直す動きもあったものの、小売業界などの非製造業の一部では回復が遅れる状況になった。期末にかけては、ウクライナ情勢等による原材料価格の上昇や金融資本市場の変動等が不透明さとして残った。

このような中で、当社グループは、今年度からスタートした「中期経営計画ブレイクスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づき経営諸課題に取り組んだ。

商業施設事業においては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」で新型コロナウイルス感染症第5波の影響に加え、1月下旬以降に急拡大した第6波の影響が長期間にわたり厳しかったことが響き、持ち直すことが出来ずに足踏み状態となった。ヘルスケア事業、繊維・アパレル事業においても、新型コロナウイルス感染症による国内市場における消費の陰りが長引き、厳しい展開が続いた。

(3) 中期経営戦略

当社グループは、当期にスタートした「中期経営計画 ブレイクスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づき、以下の施策を進めている。

まず、基本的な考え方として、コロナ後のニューノーマル下における市場変化への対応を見据え、事業ポートフォリオを見直し、より収益性・将来性の高い業務へのシフトを強める考えである。収益の柱である商業施設事業に経営資源の傾斜配分を継続するとともに、コロナ禍で市況回復の遅れがみられる一部アパレルOEM市場や旧来型の低機能な寝具の製造販売を縮小し、働く女性などをターゲットとしたジェンダーフリーなアパレルOEMや高機能のヘルスケア製品販売へのシフトを一段と推し進めていく。その際、SDGsに準拠したテーマでの事業展開に注力するとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）などの概念もしっかり意識して取り組んでいく。こうした、事業推進においては、当社事業相互の垣根を取り払いオールナイトウボウとしてベストなソリューションを顧客に提供することや、自社ECサイトなど非対面のチャネル活用などにより、ニューノーマル下での新たなビジネスチャンスをしっかりと捉えていく考えである。

また、「中期経営計画 ブレイクスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」において、2024年3月期の財務目標として、「営業利益率9%以上」「Net DER150%以下」「ROE6.5%以上」を掲げている。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

わが国経済は、外需企業や製造業を中心に業績が持ち直しつつあり、今後は、徐々に新型コロナウイルス感染症の影響からも脱し、緩やかな回復軌道に乗ることが見込まれる。ただし、ウクライナ情勢やアジア・中近東などの地政学的リスクや、それらに伴う資源高が物価上昇圧力となるリスクなどに十分な注意が必要な展開が見込まれる。

こうした環境下、当社グループは当期にスタートした「中期経営計画 ブレイクスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づく諸施策への取り組みを継続する考えである。

主な事業戦略の概要は以下の通りである。

A. コロナ後の市場変化への対応

①ニューノーマル下の新規事業展開については次のとおりである。

- a. 新時代での商業施設運営ノウハウの蓄積・強化
 - ・地域密着の強みを活かした独自性を一段と強化する。
 - ・マスターリース（フロア転貸）業務に取り組む。
- b. 事業部門の枠を取り払ったダイトウボウクオリティの訴求
 - ・ヘルスケア・繊維のオールナイトウボウの技術を結集して顧客ニーズに応える。
- c. ネット関連などデジタル化の波に乗るビジネスへの取組

- ・自社サイト「Daitobo Healthcare Shop」「寝具の匠」を拡充する。
- ・SNS連携などを駆使して、B to Cを強化する。
- d. お年寄りの心に優しく届くJapanクオリティ「匠の逸品寝具」の製造
 - ・国内グループ工場（新潟）の新しいブランドイメージを構築する。

②ニューノーマル下の縮小業務については次の通りである。

将来性が見込みにくいと判断される市場での業務縮小を検討する。

- a. 市場の拡大が難しいと判断される低機能の布団製造販売を縮小する。
- b. 採算性の低い低付加価値のOEM業務を縮小する。
- c. 信用リスクを常に注視し信用面での適切な事業ポートフォリオの構築に努める。

B. また、経営管理上のテーマとして以下に取り組んでいる。

①財務戦略

a. 財務マネジメントの強化

当社は商業施設事業への積極投資により有利子負債が相応に積みあがっている。このため、Net DER指標を目標化するなど有利子負債の着実な削減とキャッシュフローマネジメントを引き続き強化する。

②人材育成

a. 少数精鋭の組織力強化

全社的かつ継続的な人材レベルの底上げはもとより、特に、商業施設事業のプロ人材育成、女性営業職や女性管理職の育成に注力する。

b. ワークライフバランス向上

リモートワーク定着、ワークライフバランス向上などの新時代の観点を踏まえ、組織マネジメントの強化に努めるとともに社内コミュニケーションの一層の向上に取り組む。

③ガバナンスのさらなる強化

- a. 東証スタンダード市場および名証プレミアム市場の上場企業として求められるコーポレートガバナンスコードを遵守し、一段のガバナンス強化に努める。

以上により、当社グループは、ニューノーマルの新たな時代を、126年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、役職員一同全力で、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していく。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にする企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存である。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりである。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 特定収益事業の特定地域集中について

当社グループの主力収益事業である商業施設事業のショッピングセンター等の商業施設が静岡県駿東郡清水町(三島地区)に集中している。

現在、予想されている東海地震が発生した場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

(2) 固定資産の賃貸契約について

当社グループの主力収益事業である商業施設事業においては、ショッピングセンター等の商業施設に関して賃貸借契約を締結している。今後、諸般の事情により契約が解除された場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

(3) 固定資産の評価について

当社グループは、有形固定資産および事業譲受により生じたのれんなどの固定資産を保有している。このため、当該資産または資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化などにより固定資産の減損損失を計上する必要がある場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

(4) 有利子負債について

当社グループにおいては、商業施設「サントムーン柿田川」の開発工事実施等により当期末の有利子負債残高は109億45百万円である。今後、市場の金利が上昇した場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

(5) 新型コロナウイルス感染症について

徐々に新型コロナウイルス感染症の影響からも脱し、緩やかな回復軌道に乗ることが見込まれる。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の影響により内外経済の停滞が長引いた場合には、当社グループの業績等が悪影響を受ける可能性がある。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。この結果、前連結会計年度と会計処理が異なるため、経営成績に関する説明において売上高に関する増減額および前期比（％）を記載していない。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

（経営成績の状況）

当期の業績は、売上高は45億2百万円（前期は46億17百万円）となり、営業利益は2億47百万円（前期比2.4％減）に留まったが、支払利息などを加味した経常利益は86百万円（前期比292.5％増）と増益になった。これに、法人税等の負担および保守的な観点から今後の新型コロナウイルス感染症下での業績下振れリスク等を勘案し繰延税金資産40百万円を取崩すこと等を考慮した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は42百万円（前期比56.1％減）となった。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりである。

（商業施設事業）

商業施設事業については、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、新型コロナウイルス感染症第5波に加え、2022年初めから期末にかけての第6波の影響を大きく受けることになり、前期の大ヒット映画「鬼滅の刃」の反動減や、営業時間短縮が長期にわたった結果、特に飲食・アミューズメントなどの業態において厳しい運営を余儀なくされた。ただし、3月下旬にまん延防止等重点措置が解除されて以後は回復の兆しが見え始めた。

この結果、商業施設事業の売上高は21億39百万円（前期は23億74百万円）、営業利益は7億73百万円（前期比1.5％減）となった。

（ヘルスケア事業）

健康ビジネス部門については、大阪営業部は一部北京オリンピック商材を含む新規取引先向けの受注を取るなど引き合いが増えたものの、東京営業部では対面販売チャネルの販売が芳しくなく売上高は減少した。一般寝装品部門については、羽毛関連の受注が伸びて売上高が増加した。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は12億47百万円（前期は12億52百万円）とほぼ前期並みに留まったものの、採算改善効果があり、営業損失10百万円（前期は営業損失26百万円）と損失幅は縮小した。

（繊維・アパレル事業）

衣料部門については、国内市場は新型コロナウイルス感染症の影響から脱しきれず減収となったものの、新型コロナウイルス感染症が落ち着いていた中国市場での子会社における販売が増加した。ユニフォーム部門については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくく採算性が相応にある官需ユニフォームの分野が底堅く推移していたものの、大口の期末入札案件が前期比落ち込んだことが響き減収となった。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は11億15百万円（前期は9億90百万円）と増収となったものの、官需ユニフォーム部門の期末の落ち込みが響き、営業損失8百万円（前期は営業損失4百万円）と損失幅が拡大した。

（財政状態の状況）

当期末における総資産の残高は211億13百万円（前期末は219億9百万円）となり、前期末に比べ7億95百万円減少（前期比3.6％減）した。主な要因は、現金預金の減少2億42百万円、減価償却などによる建物及び構築物の減少3億95百万円である。

負債の残高は164億66百万円（前期末は172億93百万円）となり、前期末に比べ8億27百万円減少（前期比4.8％減）した。主な要因は、約定弁済による長期借入金の減少6億7百万円、約定返還による長期預り保証金の減少81百万円である。

純資産の残高は46億46百万円（前期末は46億15百万円）となり、前期末に比べ31百万円増加（前期比0.7%増）した。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加42百万円、金利スワップの時価変動による繰延ヘッジ損益の減少21百万円である。

② キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、5億16百万円のプラス（前期比42.5%減）となった。主な要因は、減価償却費5億87百万円、売上債権の減少1億50百万円、棚卸資産の増加80百万円、仕入債務の減少1億円である。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1億27百万円のマイナス（前期は64百万円のマイナス）となった。主な要因は、設備投資に伴う有形及び無形固定資産の取得による支出1億27百万円である。

財務活動によるキャッシュ・フローは、6億32百万円のマイナス（前期は6億68百万円のマイナス）となった。主な要因は、約定に伴う長期借入金の返済による支出6億7百万円、約定に伴うリース債務の返済による支出21百万円である。

これらの各活動の結果、現金及び現金同等物の残高は12億42百万円（前期比16.3%減）となり、前期末に比べ2億42百万円減少した。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その形態、単位等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品もあり、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の実績については、「① 財政状態及び経営成績の状況」におけるセグメントの経営成績に関連付けて示している。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

（財政状態の分析）

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載している。

（経営成績の分析）

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載している。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当期のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載している。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、ヘルスケア事業及び繊維・アパレル事業における棚卸資産の購入費用のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用である。投資を目的とした資金需要のうち主なものは、商業施設事業における設備投資等によるものである。当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、財務の健全性を確保することを基本としている。運転資金及び設備資金については、自己資金及び銀行借入により調達している。なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は109億45百万円となっている。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、決算日における財政状態及

び経営成績に影響を与えるような経営者の会計上の見積りを必要とする。

当社は、会計上の見積りについて、過去の実績、現在の状況等を勘案し合理的かつ慎重に判断している。しかしながら、実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これら会計上の見積りと異なる場合がある。

また、新型コロナウイルス感染症が経済、企業活動に広範な影響を与えており、今後の動向を予想することは困難である。そのため、当社としては外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、固定資産の減損の兆候判定、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っている。

4 【経営上の重要な契約等】

固定資産の賃貸借契約

1997年4月に完成・オープンしている三島市郊外のショッピングセンター「サントムーン柿田川」に関して、(株)エンチャーとの間に「土地建物賃貸借契約書」を締結している。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、継続的な事業構造の強化等を目的に設備投資を実施している。当期における設備投資の総額は、127百万円である。セグメント別には、商業施設事業が127百万円及びヘルスケア事業が0百万円である。

商業施設事業については、主に、商業施設「サントムーン柿田川」の設備投資を実施している。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりである。

提出会社

(2022年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	全社	本社機能、 事務業務	10,290	—	— (—)	—	779	11,070	20(—)
	商業施設事業								3(—)
	ヘルスケア事業								9(—)
	繊維・アパレル事業								17(—)
サントムーン 柿田川 (静岡県駿東郡 清水町)	商業施設事業	商業施設等 (注2)	8,273,434	—	8,848,784 (92,018)	58,827	57,466	17,238,513	29(1)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品並びに無形固定資産であり、建設仮勘定は含んでいない。また、大東紡エステート㈱によるサントムーン柿田川への設備投資額は22,661千円である。なお、金額には消費税等を含めていない。

2 サントムーン柿田川は、すべて提出会社が大東紡エステート㈱及び㈱エンチャー等へ賃貸している。なお、サントムーン柿田川の従業員数は、大東紡エステート㈱に係るものである。

3 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがある。

提出会社

(2022年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	全社	本社機能、事務業務 (賃借)	20(—)	30,344
	商業施設事業		3(—)	
	ヘルスケア事業		9(—)	
	繊維・アパレル事業		17(—)	

4 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書している。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,177,000	30,177,000	東京証券取引所 市場第一部(事業年 度末現在) スタンダード市場 (提出日現在) 名古屋証券取引所 市場第一部(事業年 度末現在) プレミアム市場(提出 日現在)	単元株式数 100株
計	30,177,000	30,177,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査 等委員である取締 役及び社外取締役 を除く) 3 当社執行役員 2	当社取締役(監査 等委員である取締 役及び社外取締役 を除く) 3 当社執行役員 2	当社取締役(監査 等委員である取締 役及び社外取締役 を除く) 3 当社執行役員 2	当社取締役(監査 等委員である取締 役及び社外取締役 を除く) 3 当社執行役員 2
新株予約権の数(個) ※	80 (注) 1	110 (注) 1	81 (注) 1	73 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種 類、内容及び数(株) ※	普通株式 80,000 (注) 1	普通株式 110,000 (注) 1	普通株式 81,000 (注) 1	普通株式 73,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	株式1株につき1円	株式1株につき1円	株式1株につき1円	株式1株につき1円
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月5日～ 2024年12月4日	2020年9月20日～ 2025年9月19日	2021年8月20日～ 2026年8月19日	2022年8月20日～ 2027年8月19日
新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額(円) ※	発行価格 71 資本組入額 (注) 2	発行価格 84 資本組入額 (注) 2	発行価格 96 資本組入額 (注) 2	発行価格 81 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3			
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要 する。			
組織再編成行為に伴う新株予約権 の交付に関する事項 ※	(注) 4			

決議年月日	2020年7月22日	2021年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3 当社執行役員 3	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	44 (注) 1	44 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 44,000 (注) 1	普通株式 44,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	株式1株につき1円	株式1株につき1円
新株予約権の行使期間 ※	2023年8月20日～ 2028年8月19日	2024年8月20日～ 2029年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 112 資本組入額 (注) 2	発行価格 98 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4	

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載している。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はない。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1,000株とする。ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下、「決議日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2. 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(2) その他の条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注) 2. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は取締役会の委任を受けた業務執行取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注) 3. に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)	177,000	30,177,000	—	100,000	—	—

(注) 新株予約権の行使による増加である。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	14	30	97	25	33	12,688	12,887	—
所有株式数 (単元)	—	30,891	7,830	27,194	8,671	529	226,452	301,567	20,300
所有株式数 の割合(%)	—	10.24	2.60	9.02	2.87	0.18	75.09	100.00	—

(注) 1 自己株式68,749株は、「個人その他」に687単元及び「単元未満株式の状況」に49株含まれている。

2 「その他の法人」の欄には、㈱証券保管振替機構名義の株式が70単元含まれている。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,285	7.59
ファーストブラザーズ(株)	東京都千代田区丸の内2-4-1	682	2.26
ジェイピー ジェイピーエムエ スイー ルクス ジェービー モルガン セキュリティーズ ビーエルシー エク コル (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	560	1.85
木村 昌二	大阪府大阪市城東区	550	1.82
(株)シード	静岡県三島市文教町1-7-25	501	1.66
(株)デベロツパー三信	東京都千代田区神田錦町3-11	500	1.66
新陽(株)	東京都中央区日本橋室町4-3-5	280	0.92
(株)日本カストディ銀行 (信託 口)	東京都中央区晴海1-8-12	263	0.87
倉持 真孜	茨城県つくばみらい市	250	0.83
丸山 博史	神奈川県川崎市高津区	228	0.75
計	—	6,101	20.26

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりである。

日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 473千株

(株)日本カストディ銀行 (信託口) 262千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 68,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 93,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,995,000	299,950	—
単元未満株式	普通株式 20,300	—	—
発行済株式総数	30,177,000	—	—
総株主の議決権	—	299,950	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が7,000株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数70個が含まれている。

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) ダイトウボウ(株)	東京都中央区日本橋本町 1-6-1	68,700	—	68,700	0.22
(相互保有株式) 宝繊維工業(株)	静岡県浜松市北区初生町 1255-2	93,000	—	93,000	0.30
計	—	161,700	—	161,700	0.53

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項なし。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	68,749	—	68,749	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、競争力を維持・強化し、企業価値の増大を通じて株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を図ることを経営の最重要課題の一つと考え、利益配分については業績の向上に努め、また内部留保にも意を用いて決定することを基本としている。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定め、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としている。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

当期は、誠に遺憾ながら配当については見送りとする。

次期以降については、早期に安定した財務基盤を確立し、復配実現にむけて努力する所存である。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本的な考え方としている。また、コーポレート・ガバナンスの向上を目指して、コンプライアンス、リスク管理の徹底に努めるとともに、株主を始めとするステークホルダーの立場を踏まえた透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことに努め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を推進していくこととしている。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(取締役会)

経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する機関として位置付けており、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名（うち独立社外取締役3名）と監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）の計10名の取締役で構成されている。取締役会は原則毎月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなど、取締役の業務執行を適切に監督する体制となっている。

(監査等委員会)

監査等委員会は監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）で構成されている。監査等委員会は、常勤の監査等委員を1名置き、原則月1回の監査等委員会を開催し、取締役の業務執行を監査し、監査報告を作成する。監査等委員である取締役は取締役会、監査等委員会に原則出席するとともに、常勤の監査等委員である取締役は、部長会など社内の重要な会議にも出席することで、内部統制システムを通じて適法性および妥当性に関する監査を行ない、取締役の職務執行を監査している。また、内部監査室とは、適宜意見交換を行うほか月1回の内部監査連絡会を定期的に開催しており、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時協議・検討の機会を持つことで緊密な連携を保っている。

(社外役員会議・諮問委員会)

外部の新しい視点から、当社の持続的な成長と企業価値向上のために有用な助言や経営監督に関する提言を活発に議論する場として、6名の独立社外取締役のうち1名を筆頭社外取締役としたうえで独立社外取締役のみで構成する社外役員会議を設置している。また、取締役等の経営幹部の指名・報酬などの重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な助言を得る場として、取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長を含む諮問委員会を設置している。

(内部統制委員会)

内部統制委員会は、2016年6月の監査等委員会の設置に合わせ、従前の内部管理強化委員会を発展させた組織として設置したもので、原則月1回開催している。社長が委員長、内部監査室長が運営事務局を務め、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役のほか部長以上の役職者が出席し、幅広くリスク管理に関する事項や内部統制に関する事項の現況および課題について協議・報告している。

(部長会等)

取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、常勤の監査等委員である取締役および部長以上の役職者で構成する部長会を月1回開催し、経営方針に関する重要な案件や業務執行に関する重要な事項の検討を行っている。また、グループ会社については、原則月1回、業務の進捗に関する報告会を開催している。

(当該体制を採用する理由)

当社は、2016年6月に監査等委員会設置会社に移行した。その体制を採用した理由は、議決権を有する監査等委員である取締役を置くことにより、透明かつ機動的な会社運営の下、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが出来ると考えたからである。また、取締役会、監査等委員会のほか、社外役員会議、諮問委員会などの会議を設置するとともに、取締役会の監督機能の強化と業務執行責任の明確化の観点から執行役員制度の導入および監査等委員会・会計監査人・内部監査室のスムーズな連携の確保など、高い企業統治を目指した体制としている。

The diagram illustrates the internal control system of a company, showing the relationships between various organs and committees. The main components and their interactions are as follows:

- 株主総会 (Shareholders' Meeting):** The highest authority, responsible for appointing and dismissing the Board of Directors and the Accounting Auditor.
- 取締役会 (Board of Directors):** The central governing body, responsible for appointing and dismissing the Audit and Supervisory Committee members and the Internal Audit Room.
- 社外役員会議 (Outside Director Meeting):** Provides advice and suggestions to the Board of Directors.
- 諮問委員会 (Consultation Committee):** Provides advice and suggestions on personnel and remuneration matters to the Board of Directors.
- 監査等委員会 (Audit and Supervisory Committee):** Composed of directors and directors who are also Audit and Supervisory Committee members. It oversees and supervises the directors (excluding those who are also Audit and Supervisory Committee members).
- 取締役(監査等委員である取締役を除く) (Directors (excluding directors who are also Audit and Supervisory Committee members)):** The executive body, responsible for appointing and dismissing the Representative Director and President.
- 代表取締役社長 (Representative Director and President):** The highest executive officer, responsible for the overall operation of the company.
- 内部監査室 (Internal Audit Room):** Provides assistance to the Audit and Supervisory Committee and oversees the Internal Control Committee.
- 部長会 (Department Heads Meeting):** Provides advice and suggestions to the Representative Director and President.
- 内部統制委員会 (Internal Control Committee):** Operates under the guidance of the Representative Director and President, responsible for the internal control system.
- 各部署・子会社 (Departments and Subsidiaries):** The operational units of the company.
- 会計監査人 (Accounting Auditor):** Provides assistance to the Audit and Supervisory Committee.
- 顧問弁護士 (Consulting Lawyer):** Provides advice to the Internal Control Committee.

The diagram shows a complex network of reporting, appointment/dismissal, and cooperation relationships between these various organs and committees.

(内部統制システムの整備の状況)

(リスク管理体制の整備の状況)

(提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

– 23 –

④ 責任限定契約の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としている。これは、業務執行取締役等でない取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）、当社監査等委員である取締役、当社子会社の役員および退任役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結している。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補される。

また、当該役員等賠償責任保険契約は役員等の職務執行の適正のために免責事由が設定されているので、当該免責事由に該当する損害については填補されず、役員等の自己負担となる。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は11名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めている。

⑦ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めている。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

（自己の株式の取得）

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものである。

（中間配当）

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

（取締役の責任免除）

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び第196回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

⑩ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

I 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えている。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲイで定義される。以下同じである。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えている。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きも見受けられる。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者（下記Ⅲイで定義される。以下同じである。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定される。

当社としては、このような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えている。

II 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、日本で最初の毛織会社として、三井家始め東京の財界有力者による出資を得て1896年2月に設立された。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に長年にわたり貢献してきた。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や前回の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げた。また、1960年代には、紳士スーツの量産体制を整え、米国有力ブランドとも提携するなど、アパレル業界の発展にも広く関わってきた。さらに、1990年代に入り、中国の有力企業集団である杉杉集団と合弁で紳士スーツ製造工場を設立するなど中国での繊維事業に進出し、また、2008年にはニット事業に強みを有した株式会社コスモエイの提案型OEM事業を譲り受け、新たにニット企画営業にも乗り出した。特に、今後の繊維・アパレル事業を支えていくことを期待している事業である毛織物関連の事業分野である「ユニフォーム事業」「ニット企画営業」は、こうした歴史の中で育んできた事業群である。なお、国内繊維産業の低迷を背景に、2002年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖、2015年には事業環境の悪化等により紳士服販売子会社を解散、2017年には中国合弁工場での紳士スーツ製造事業から完全撤退するなど、必要に応じて、リストラ策についても断行してきた。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、1997年に静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型的大型商業施設「サントムーン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業となるまでに育成してきており、2018年3月に第4期開発をスタートさせ、2020年3月に、3階建て・約7,000平米のテナント面積を有する新館「サントムーン オアシス」を開業し、地域の発展に一段と貢献している。

また、現在のヘルスケア事業の前身である寝具製造事業については、1980年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、1990年から1991年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製販一体事業として長年にわたり取り組んできた。その後、2014年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設している。2017年には、医療機器メーカーである伊藤超短波株式会社との資本業務提携を実施するなど、健康長寿社会の発展への取り組み

を進めている。さらに、2019年3月に生地商社和田哲株式会社からヘルスケア事業を譲り受け、業容を拡大してきている。

さらに、事業全般の戦略を進展させるにあたり2017年に東証一部（現、プライム市場）上場のファーストブラザーズ株式会社およびその子会社との資本業務提携を締結し、当社事業のさらなる発展を目指し取り組みを継続している。

この結果、当期まで7期連続で親会社株主に帰属する当期純利益の黒字を達成しており、さらなる企業価値向上に向けて邁進しているところである。

現在、当社は、2021年4月スタートの「中期経営計画 ブレークスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づき、以下の施策を進めている。

まず、コロナ後のニューノーマル下における市場変化への対応を見据え、事業ポートフォリオを見直し、より収益性・将来性の高い業務へのシフトを強める考えである。収益の柱である商業施設事業に経営資源の傾斜配分を継続するとともに、コロナ禍で市況回復に遅れがみられる一部アパレルOEM市場や旧来型の低機能な寝具の製造販売を縮小し、働く女性などをターゲットとしたジェンダーフリーなアパレルOEMや高機能のヘルスケア製品販売へのシフトを一段と推し進める。その際、SDGsに準拠したテーマでの事業展開に注力するとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）などの概念もしっかり意識して取り組んでいく。こうした、事業推進においては、当社事業相互の垣根を取り払いオールダイトウボウとしてベストなソリューションを顧客に提供することや、自社ECサイトなど非対面のチャネル活用などにより、ニューノーマル下での新たなビジネスチャンスをしっかり捉えていく考えである。

主な事業戦略の概要は以下の通りである。

A. コロナ後の市場変化への対応

① ニューノーマル下の新規事業展開については次のとおりである。

- a. 新時代での商業施設運営ノウハウの蓄積・強化
 - ・地域密着の強みを活かした独自性を一段と強化する。
 - ・マスターリース（フロア転貸）業務に取り組む。
- b. 事業部門の枠を取り払ったダイトウボウクオリティの訴求
 - ・ヘルスケア、繊維のオールダイトウボウの技術を結集して顧客ニーズに応える。
- c. ネット関連などデジタル化の波に乗るビジネスへの取組
 - ・自社サイト「Daitobo Healthcare Shop」「寝具の匠」を拡充する。
 - ・SNS連携などを駆使して、B to Cを強化する。
- d. お年寄りの心に優しく届くJapanクオリティ「匠の逸品寝具」の製造
 - ・国内グループ工場（新潟）の新しいブランドイメージを構築する。

② ニューノーマル下の縮小事業については次の通りである。

将来性が見込みにくいと判断される市場での業務縮小を検討する。

- a. 市場の拡大が難しいと判断される低機能の布団製造販売を縮小する。
- b. 採算性の低い低付加価値のOEM業務を縮小する。
- c. 信用リスクを常に注視し信用面での適切な事業ポートフォリオの構築に努める。

B. また、経営管理上のテーマとして以下に取り組んでいる。

① 財務戦略

- ・財務マネジメントの強化

当社は商業施設事業への積極投資により有利子負債が相応に積みあがっている。このため、Net DER指標を目標化するなどで有利子負債の着実な削減とキャッシュフローマネジメントを引き続き強化する。

② 人材育成

- ・少数精鋭の組織力強化

全社的かつ継続的な人材レベルの底上げはもとより、特に、商業施設事業のプロ人材育成、女性営業職や女性管理職の育成に注力する。

- ・ワークライフバランス向上

リモートワーク定着、ワークライフバランス向上などの新時代の観点を踏まえ、組織マネジメントの強化に努めるとともに社内コミュニケーションの一層の向上に取り組んでいく。

③ ガバナンスのさらなる強化

東証スタンダード市場および名証プレミアム市場の上場企業として求められるコーポレートガバナンスコードを遵守し、一段のガバナンス強化に努める。

以上により、当社グループは、ニューノーマルの新たな時代を、126年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、役職員一同全力で、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していく。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にする企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存である。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引先様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育んでいくことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えている。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

ア．企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(ア) 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

当社グループにおいては、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存であるが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではない。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えている。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できない。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信している。当社株券等の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることになる。

(イ) 本プラン更新の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいている。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものである。

当社としては、上記（ア）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えている。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えているので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきである。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プラン

を更新することを決定した。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めている。

イ. 本プランの内容

(ア) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てするものである。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもある。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に出資株式を交付する取得条項等を付すことが予定されている。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性がある。

(イ) 本プランの発動に係る手続

a. 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株券等⁵の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有⁶しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者⁷が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁸の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」という。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とする（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除く。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」という。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じとする。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとする。以下同じとする。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいう。以下同じとする。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じとする。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。以下iiにおいて同じとする。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。以下同じとする。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じとする。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。以下同じとする。

b. 本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.daitobo.co.jp/>）に本プランを掲載している。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただく。

なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただく。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれの下記エに定める独立委員会に提供するものとする。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただく（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととする。）。

かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として30日を上限とする。）を定めたいえで、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととする。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含む。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味する。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含む。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただく。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含む。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含む。）
- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとする。）
- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問わない。）および関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行う。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行う。

c. 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主

の皆様を買収の是非を適切に判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含む。）、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期および終期について、速やかに大量買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行う。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）または90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」という。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行う。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもある。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算する。）延長することができるものとする。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長された具体的期間およびその延長が必要とされる理由について、大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行う。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとする。ただし、下記キに定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となる。

d. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行うが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとする。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとする。

e. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとする。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行う。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとする。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員である取締役全員の賛成を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとする。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行う。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情

報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的な内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとする。

f. 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとする。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じない。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなる。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがある。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えている。

(i) 高値買取要求を狙う買取である場合

(ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買取である場合

(iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合

(iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合

(v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買取である場合

(vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買取である場合

(vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合

(viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

(ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買取である場合

a. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがある

ることが客観的かつ合理的に推認される場合

- b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

- g. 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記 f. i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行う。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」という。）し、株主の皆様に情報開示を行う。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となる。

- h. 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができる。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様に情報開示を行う。

（ウ）対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを行う。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられる。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付される。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行う。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとする。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができる。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能である。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要である。

上記（ア）に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがある。当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行う。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えている。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- イ. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的としていること
- ウ. 株主意思を重視するものであること
- エ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
- オ. 合理的な客観的要件を設定していること
- カ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- キ. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	山 内 一 裕	1957年1月5日	1979年4月 三井信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社 2002年2月 中央三井信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)人事企画部長 2004年1月 同社大阪支店営業第二部長 2007年1月 同社新宿西口支店長 2009年6月 当社取締役経営企画部長 2010年8月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長 2012年6月 専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当 2013年7月 取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当 2015年6月 代表取締役社長(現任) 上海大東紡織貿易有限公司董事長(現任)	(注) 2	134,000
取締役 常務執行役員経営管理本部長	三 枝 章 吾	1969年2月12日	1990年4月 当社入社 2010年9月 管理部経理グループ長 2012年6月 経営管理本部経営企画部長 2015年6月 取締役執行役員経営管理本部長 内部統制担当 2019年6月 取締役上席執行役員経営管理本部長 内部統制担当 2020年6月 取締役常務執行役員経営管理本部長 内部統制担当(現任)	(注) 2	74,400
取締役 執行役員ヘルスケア事業本部長	野 村 史 郎	1956年6月1日	1979年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入社 1991年4月 和田哲株式会社入社 1992年4月 同社取締役 1995年4月 同社代表取締役副社長 2000年4月 同社代表取締役社長 2019年4月 当社ヘルスケア事業本部和田哲カンパニー長 2020年6月 執行役員ヘルスケア事業本部副本部長関西統括 2021年3月 執行役員ヘルスケア事業本部長兼東京営業部長 2021年6月 取締役執行役員ヘルスケア事業本部長(現任)	(注) 2	2,200
取締役	奥 村 秀 策	1952年6月16日	1977年4月 住友海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社)入社 2003年4月 三井住友海上火災保険株式会社介護・サービス室長 2006年4月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社代表取締役社長 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社リスク管理部部長 2010年10月 M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社リスク管理部部長 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2021年6月 社外取締役(現任)	(注) 2	14,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山 形 俊 樹	1958年 5 月 7 日	1982年 4 月 株式会社長谷工コーポレーション入社 1988年 6 月 米国 Drucker Schoolにて経営学修士(MBA) 修了 1997年 9 月 長谷工ハワイ・インク 副社長 2004年10月 株式会社サندانズ・リゾート入社 2009年 7 月 同社代表取締役社長 2015年 4 月 株式会社蒼設備設計代表取締役社長 2016年 4 月 株式会社マイスターエンジニアリング代表取締役社長 2018年 7 月 株式会社ボルテックス業務本部 ソリューション統括部 統括部長 2019年12月 同社執行役員業務本部本部長 2020年 7 月 同社執行役員事業統括本部本部長(現任) 2021年 6 月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	—
取締役	師 田 範 子	1939年 1 月 27 日	1961年 4 月 都認可伊藤技芸学校(現東京ニットファッションアカデミー) 勤務 1988年 7 月 いとう服飾専門学校(現東京ニットファッションアカデミー) 校長 1992年 9 月 専門学校東京ニットファッションアカデミー校長(現任) 2006年 3 月 日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会副委員長(現任) 2013年 4 月 当社テクニカルアドバイザー 2021年 5 月 当社テクニカルアドバイザー辞任 2021年 6 月 当社社外取締役(現任) 2022年 3 月 目白ファッションアート&カレッジ理事(現任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	加久間 雄 二	1948年 7 月 8 日	1967年 4 月 当社入社 2006年 7 月 経理部長 2007年 6 月 取締役経理部長 2008年 6 月 取締役管理部長 2010年 8 月 取締役経営管理本部管理部長 2012年 6 月 監査役 2016年 6 月 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	87,700
取締役 (監査等委員)	飯 沼 春 樹	1948年 4 月19日	1976年 4 月 弁護士登録 1978年 4 月 飯沼総合法律事務所開設(現職) 2011年 6 月 当社監査役 2016年 6 月 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	鏡 高 志	1976年12月19日	2001年 9 月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2005年 7 月 公認会計士登録 2006年 8 月 税理士法人高野総合会計事務所入所 高野総合コンサルティング株式会社(兼務) 2013年11月 税理士登録 税理士法人高野総合会計事務所パートナー(現任) 2016年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年12月 高野総合コンサルティング株式会社代表取締役(現任) 2021年 6 月 日本甜菜製糖株式会社社外監査役(現任)	(注) 3	10,000
取締役 (監査等委員)	平 井 省 吾	1965年10月11日	1989年 4 月 住友生命保険相互会社入社 1994年 3 月 株式会社日本医療企画入社 1995年11月 株式会社小宮コンサルタンツ共同設立 2015年 4 月 同社取締役副社長 2017年 4 月 同社代表取締役社長 2020年 4 月 同社取締役副会長(現任) 2021年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
計					322,800

- (注) 1 奥村秀策、山形俊樹、師田範子、飯沼春樹、鏡高志及び平井省吾は、社外取締役である。
- 2 2022年 6 月25日開催の定時株主総会の終結の時から2023年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 3 2022年 6 月25日開催の定時株主総会の終結の時から2024年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 4 2021年 6 月28日開催の定時株主総会の終結の時から2023年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 5 監査等委員会の体制は、次のとおりである。
- 委員長 加久間雄二 委員 飯沼春樹 委員 鏡高志 委員 平井省吾

② 社外取締役の状況

当社の社外取締役は6名であり、その全員を独立役員として届け出ている。社外取締役の内、山形取締役、師田取締役、飯沼取締役及び平井取締役は、当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はない。奥村取締役は当社株式を14,500株所有しており、当社との間にそれ以外に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はない。鏡取締役は当社株式を10,000株所有しており、当社との間にそれ以外に人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はない。

独立社外取締役の果たす機能および役割については、各氏の有する専門的な知見および豊富な経験、幅広い見識等をもとに、当社と中立かつ独立した立場から、経営監督機能を十分に発揮いただくとともに、経営に関する様々なアドバイスをいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が図れるものと期待している。

社外取締役の選任にあたっては、企業経営および財務ならびに会計に関する高い知見、法律の実務家としての経験など業務に必要な専門知識や経験を有する人材、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した社外取締役を選任する方針としている。現在の社外取締役6名は、全員が当社の定める独立性基準に抵触していないため独立役員として届け出しており、当社の取締役10名のうち6名が独立社外取締役である。それぞれが異なる専門分野を有しており、当社としては、コーポレート・ガバナンス向上が相応に期待できる状況であると認識している。

取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりである。

氏名	現在の 当社に おける 地位	経営・事業をリードするための 知識・経験・能力等					経営基盤を確立・維持する ための知識・経験・能力等			表下部 掲載 (※)
		企業 経営	グロー バルビ ジネス	不動産 事業 全般	ヘルス ケア 事業 全般	繊維 事業 全般	財務 会計	法務 リスク 管理	人事 労務	サステ ナビリ ティ等
山内 一裕	取締役 社長	●	●	●	●	●	●	●	●	●
三枝 章吾	取締役 常務執 行役員					●	●	●	●	●
野村 史郎	取締役 執行 役員	●			●			●	●	●
奥村 秀策	取締役 (社外・ 独立)	●	●		●			●	●	●
山形 俊樹	取締役 (社外・ 独立)	●	●	●				●	●	●
師田 範子	取締役 (社外・ 独立)	●				●				●

氏名	現在の 当社に おける 地位	経営・事業をリードするための 知識・経験・能力等					経営基盤を確立・維持する ための知識・経験・能力等			表下部 掲載 (※)
		企業 経営	グロー バルビ ジネス	不動産 事業 全般	ヘルス ケア 事業 全般	繊維 事業 全般	財務 会計	法務 リスク 管理	人事 労務	サステ ナビリ ティ等
加久間 雄二	取締役					●	●			
飯沼 春樹	取締役 (社外・ 独立)	●						●	●	●
鏡 高志	取締役 (社外・ 独立)	●					●	●		●
平井 省吾	取締役 (社外・ 独立)	●	●	●		●			●	●

(※) 企業の持続性を担保するための知識・経験・能力等

当社の定める独立性基準の概要は以下の通りである。

当社取締役会では、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有していると判断している。

- ・当社または当社関係会社の業務執行者、もしくは過去10年間にその経歴がある者
- ・当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ・当社を主要な取引先とする者(取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ・当社の主要な取引先(当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ・当社の主要な借入先(当社の連結総資産の2%以上を融資する金融機関をいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者
- ・当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(年額1,000万円を超えるものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、もしくは過去3年間にその経歴がある者。(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。当該団体には、当社の法定監査を担当する監査法人、当社の法律顧問を担当する法律事務所を含む)
- ・当社が多額の寄付または助成(年額1,000万円を超えるものをいう。)を受けている団体の業務執行者
- ・社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ・上記①～⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族

当社は、独立社外取締役が複数となった時点で筆頭社外取締役を定めることとしており、独立社外取締役奥村取締役を筆頭社外取締役とし、社外取締役だけで構成する社外役員会議を設置している。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役と内部監査室、監査等委員会および会計監査人は、会議や面談の場を通じて、適宜、協議・検討の機会を持つことが出来ており、相互に緊密な連携を保っている。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社は、監査等委員会を設置しており、常勤監査等委員1名、監査等委員3名の計4名（うち独立社外取締役3名）で構成されている。常勤の監査等委員である加久間取締役は当社の経理部門の経験が長く、監査等委員である独立社外取締役のうち鏡取締役は公認会計士・税理士の資格を有する会計事務所のパートナーであり、両名とも、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、原則月1回の監査等委員会を開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行を監査し、監査報告を作成する。当社は、監査等委員を補佐するために、監査等委員会室を設置し、専任の室長1名と兼任スタッフ1名を配置している。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりである。

氏名	開催回数	出席回数
加久間 雄二	13回	13回
飯沼 春樹	13回	13回
鏡 高志	13回	13回
平井 省吾	10回	10回

（注）平井省吾氏については、2021年6月28日に就任後の出席状況を記載している。

監査等委員会における主な検討事項として、監査方針、監査計画、内部統制システムの構築・運用状況、コーポレートガバナンスコード対応および中期経営方針の進捗・達成状況等の検討並びに会計監査人と監査上の主要な検討事項(KAM)の選定についてコミュニケーションを行っている。

また、常勤の監査等委員である取締役の活動として、部長会など社内の重要な会議に出席し、内部統制システムを通じて遵法性および妥当性に関する監査を行ない、取締役の職務執行を監査している。

② 内部監査の状況

当社は、内部統制を担当するセクションとして社長直属の内部監査室を設置しており、専任者2名兼任者1名の計3名で構成されている。内部監査室は、内部監査計画に基づく監査を行い、定期的に社長並びに監査等委員会に報告することとしている。月1回開催される内部統制委員会のほか、内部監査室と監査等委員会は、月1回の内部監査連絡会の開催および相互に随時協議・検討の機会を持ち緊密な連携を保つとともに、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な内部統制上の課題について随時協議・検討の機会を持っている。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

安達 則嗣

田部 秀穂

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士試験合格者等6名、その他2名であり、当社と監査法人、業務を執行した公認会計士及び補助者との間に人的、資金的または取引関係その他の利害関係はない。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告する。

また、企業会計審議会が定める「監査基準」および「監査に関する品質管理基準」への準拠性について確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

当社は、東陽監査法人が監査品質及び独立性に問題なく、昨年度の監査実績等当社の会計監査人の解任・不再任の決定方針に照らして、総合的に判断した結果、選定している。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っている。上記の方針に基づく監査法人についての評価項目を設定し、監査品質及び独立性について判断している。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,000	—	33,400	—
連結子会社	—	—	—	—
計	32,000	—	33,400	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項なし。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項なし。

d. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社グループの規模・業務の特性等の要素を勘案した上で決定している。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意している。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することで株主利益の向上に資することを基本的な考え方としており、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議している。

a. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等に関しては、基本報酬と非金銭報酬（ストックオプション）から構成するものとし、取締役の報酬の決定については、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において決定し答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、取締役会で決定することとしている。

基本報酬については、金銭報酬とし、年度単位の固定報酬である。その金額は、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、会社業績や各取締役の経営への貢献度、経営者としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して、毎年見直すものとしている。

非金銭報酬の内容はストックオプションであり、中長期業績連動報酬（株式報酬）として、1個単位が1千株からなる新株予約権200個および報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、年度単位で新株予約権を発行するものである。その金額は独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、会社業績や各取締役の経営への貢献度、経営者としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して、毎年見直すものとしている。

b. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬と非金銭報酬の割合は、非金銭報酬において1個単位が1千株からなる新株予約権200個を上限とし、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、毎年見直すものとしている。

c. 取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

毎年株主総会終了後の取締役会で決定し、基本報酬は毎月同額を、非金銭報酬は取締役会で決議し年1回付与することとしている。

d. 当社は、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容について第三者に委任している。

取締役会決議で決定された諮問委員会（独立社外取締役が過半数を占める）に委任している。

委任する権限は、取締役の個人別の報酬等の金額を決定する権限である。

独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会として取締役会で諮問委員を決定し、株主総会の決議により定められた報酬等の上限額の範囲内とすることを条件としており、その権限は適切に行使されていると判断している。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	44,455	40,677	—	3,778	4
監査等委員(社外取締役を除く)	9,202	9,202	—	—	1
社外役員	26,108	26,108	—	—	7

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額72,000千円以内(うち社外取締役の報酬枠10,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されている。当該決議に係る会社役員の員数は8名である。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議されている。当該決議に係る会社役員の員数は5名である。
3. 非金銭報酬等の内容は、ストックオプションである。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していない。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額（千円）	対象となる役員の員数（人）	内容
17,212	3	本部長としての給与である。

⑤ 報酬等の決定に関する決定権限を有する者の名称およびその権限の内容および裁量の範囲

取締役の報酬の決定については、独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において決定し答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲内であることを前提に、取締役会で決定することとしている。また、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会決議で決定された諮問委員会（独立社外取締役が過半数を占める）に委任している。委任する権限は、取締役の個人別の報酬等の金額を決定する権限である。独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会として取締役会で諮問委員を決定し、株主総会の決議により定められた報酬等の上限額の範囲内とすることを条件としており、その権限は適切に行使されていると判断している。

⑥ 当事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会の活動内容

2021年6月開催の諮問委員会において答申された意見を参考に、同月開催の取締役会において取締役の基本報酬についての審議・決定を行っている。また、2021年7月開催の諮問委員会において答申された意見を参考に、同月開催の取締役会において取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）のストックオプションの割当個数についての審議・決定を行っている。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分している。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先や金融機関との長期的・安定的な関係の維持・強化、および当社の経営戦略や事業戦略等を勘案して、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、政策保有株式を保有することがある。その場合、一定額以上の株式取得については取締役会決議事項と定めている。また、個別の政策保有株式について、その保有意義、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、そのリターンとリスク等を精査し、毎年、取締役会で報告している。なお、政策保有株式の保有の意義や効果が乏しいと判断される場合には、適宜株価や市場動向その他考慮すべき事情に配慮しつつ売却を行う。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額 (千円)
非上場株式	10	96,008
非上場株式以外の株式	2	140,349

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)静岡銀行	159,133	159,133	取引関係維持等のため	有
	137,331	138,445		
(株)エンチャー	3,000	3,000	取引関係維持等のため	有
	3,018	3,390		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果については、記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載する。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2022年3月31日を基準とした検証の結果、当社が保有する政策保有株式の個々の目的及び合理性は、保有方針に沿っていることを確認している。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び会計専門書の定期購読を行っている。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,495,413	1,253,143
受取手形及び売掛金	789,985	—
受取手形	—	162,418
売掛金	—	498,165
棚卸資産	※2 678,776	※2 760,658
その他	57,840	51,095
貸倒引当金	△1,740	△1,170
流動資産合計	3,020,276	2,724,309
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 8,755,427	※1 8,360,027
土地	※1, ※5 9,268,089	※1, ※5 9,265,726
リース資産（純額）	79,633	58,827
その他（純額）	103,223	80,072
有形固定資産合計	※3 18,206,374	※3 17,764,653
無形固定資産		
のれん	171,297	156,889
その他	23,893	18,135
無形固定資産合計	195,191	175,025
投資その他の資産		
投資有価証券	※4 326,538	※4 325,088
破産更生債権等	83,256	83,256
繰延税金資産	93,619	52,675
その他	64,221	68,716
貸倒引当金	△80,228	△80,228
投資その他の資産合計	487,406	449,509
固定資産合計	18,888,972	18,389,188
資産合計	21,909,249	21,113,498

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	514,013	419,907
短期借入金	※1 607,992	※1 607,992
未払法人税等	4,084	4,406
賞与引当金	39,974	46,074
株主優待引当金	22,000	26,000
その他	※1 719,186	※1 656,155
流動負債合計	1,907,250	1,760,536
固定負債		
長期借入金	※1 10,884,622	※1 10,276,630
リース債務	60,669	38,823
長期預り保証金	※1 1,550,731	※1 1,468,943
再評価に係る繰延税金負債	※5 2,476,495	※5 2,476,495
退職給付に係る負債	301,215	309,637
資産除去債務	54,622	55,147
その他	58,385	80,341
固定負債合計	15,386,741	14,706,019
負債合計	17,293,992	16,466,556
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	—	14,342
利益剰余金	△96,928	△54,093
自己株式	△9,781	△9,781
株主資本合計	△6,710	50,466
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△13,568	△15,054
繰延ヘッジ損益	△58,385	△80,341
土地再評価差額金	※5 4,664,864	※5 4,664,864
為替換算調整勘定	3,156	9,894
その他の包括利益累計額合計	4,596,067	4,579,363
新株予約権	25,899	17,112
純資産合計	4,615,257	4,646,942
負債純資産合計	21,909,249	21,113,498

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
売上高	4,617,518	※1 4,502,252
売上原価	※2 3,454,477	※2 3,333,445
売上総利益	1,163,041	1,168,806
販売費及び一般管理費	※3 909,248	※3 921,180
営業利益	253,792	247,625
営業外収益		
受取利息	56	81
受取配当金	6,260	6,619
持分法による投資利益	1,852	36
受取補償金	—	11,433
違約金収入	3,591	388
その他	3,095	1,798
営業外収益合計	14,856	20,357
営業外費用		
支払利息	209,076	171,678
シンジケートローン手数料	36,499	5,277
その他	1,158	5,012
営業外費用合計	246,733	181,968
経常利益	21,915	86,015
税金等調整前当期純利益	21,915	86,015
法人税、住民税及び事業税	4,759	2,237
法人税等調整額	△80,357	40,943
法人税等合計	△75,598	43,180
当期純利益	97,513	42,834
親会社株主に帰属する当期純利益	97,513	42,834

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	97,513	42,834
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	36,484	△1,485
繰延ヘッジ損益	54,535	△21,955
為替換算調整勘定	645	6,737
その他の包括利益合計	※ 91,665	※ △16,704
包括利益	189,178	26,130
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	189,178	26,130
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	—	△194,441	△9,781	△104,223
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					—
親会社株主に帰属する当期純利益			97,513		97,513
減資					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	97,513	—	97,513
当期末残高	100,000	—	△96,928	△9,781	△6,710

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△50,052	△112,921	4,664,864	2,511	4,504,402	19,034	4,419,213
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）							—
親会社株主に帰属する当期純利益							97,513
減資							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,484	54,535	—	645	91,665	6,865	98,530
当期変動額合計	36,484	54,535	—	645	91,665	6,865	196,043
当期末残高	△13,568	△58,385	4,664,864	3,156	4,596,067	25,899	4,615,257

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	—	△96,928	△9,781	△6,710
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	7,171	7,171			14,342
親会社株主に帰属する当期純利益			42,834		42,834
減資	△7,171	7,171			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	14,342	42,834	—	57,176
当期末残高	100,000	14,342	△54,093	△9,781	50,466

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△13,568	△58,385	4,664,864	3,156	4,596,067	25,899	4,615,257
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）							14,342
親会社株主に帰属する当期純利益							42,834
減資							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,485	△21,955	—	6,737	△16,704	△8,786	△25,490
当期変動額合計	△1,485	△21,955	—	6,737	△16,704	△8,786	31,685
当期末残高	△15,054	△80,341	4,664,864	9,894	4,579,363	17,112	4,646,942

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	21,915	86,015
減価償却費	591,566	587,976
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	△570
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,939	6,100
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	3,000	4,000
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△36,215	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△5,350	8,422
受取利息及び受取配当金	△6,317	△6,701
支払利息	209,076	171,678
持分法による投資損益 (△は益)	△1,852	△36
売上債権の増減額 (△は増加)	△92,096	150,212
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,742	△80,803
仕入債務の増減額 (△は減少)	113,455	△100,307
預り保証金の増減額 (△は減少)	△74,042	△81,787
その他の資産の増減額 (△は増加)	266,793	8,823
その他の負債の増減額 (△は減少)	114,783	△78,059
小計	1,104,913	674,962
利息及び配当金の受取額	6,317	6,701
利息の支払額	△210,739	△161,667
法人税等の支払額	△1,104	△3,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	899,386	516,952
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△78,684	△127,967
その他	14,102	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△64,581	△127,967

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	7,792,600	—
長期借入金の返済による支出	△8,400,992	△607,992
リース債務の返済による支出	△21,845	△21,845
その他	△38,413	△2,936
財務活動によるキャッシュ・フロー	△668,650	△632,774
現金及び現金同等物に係る換算差額	169	1,518
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	166,323	△242,270
現金及び現金同等物の期首残高	1,318,905	1,485,228
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,485,228	※ 1,242,958

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社名

大東紡エステート(株)

新潟大東紡(株)

上海大東紡織貿易有限公司

(2) 非連結子会社はない。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称

宝繊維工業(株)

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海大東紡織貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用している。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに当社の営業用賃貸資産及び同関連資産（一部定率法）については、定額法を採用している。

また、在外連結子会社は定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3～47年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。ただし、残価保証が存在するリース取引については、残価保証相当額を残存価額としている。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

(ハ)株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。

商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に係る収益は、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

当社及び連結子会社が商品又は製品の販売並びに商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に代理人として関与している場合には、純額で収益を認識している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上している。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務、外貨建の予定取引
金利スワップ	長期借入金

(ハ)ヘッジ方針

為替及び金利等相場の変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っている。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。ただし、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略している。また、特例処理によって金利スワップについても、有効性の評価を省略している。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却している。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

1. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 2,362千円
- (2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施している。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

減損の兆候が存在するかどうかの判定において、翌連結会計年度の営業損益の見積りや市場価格の算定に用いる将来キャッシュ・フロー及び割引率について一定の仮定を設定している。これらの仮定は将来の不確実な経済環境及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 52,675千円
- (2) その他の情報

当該金額のうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産については、将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積っている。当該見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

3. 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難である。そのため、当社としては外部の情報源に基づく情報等を踏まえて今後も当該影響が続くものと仮定し、固定資産の減損の兆候判定、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っている。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。これにより、商業施設事業、ヘルスケア事業及び繊維・アパレル事業に係る一部の収益について、従来は総額で収益を認識していたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示している。

この結果、収益認識会計基準等の適用前と比べて、当連結会計年度における売上高及び売上原価がそれぞれ505,375千円減少している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。なお、連結財務諸表に与える影響はない。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していない。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
建物及び構築物	8,669,628千円	8,277,067千円
土地	8,896,723千円	8,896,723千円
計	17,566,352千円	17,173,790千円

担保対応債務

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
短期借入金	607,992千円	607,992千円
流動負債のその他（1年内返還予定預り保証金）	61,436千円	61,436千円
長期借入金	10,884,622千円	10,276,630千円
長期預り保証金	496,783千円	435,346千円
計	12,050,833千円	11,381,405千円

※ 2 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
商品及び製品	674,923千円	756,966千円
仕掛品	922千円	1,129千円
原材料及び貯蔵品	2,930千円	2,562千円
計	678,776千円	760,658千円

※ 3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,767,929千円	9,334,249千円

※ 4 関連会社に対する資産は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)
投資有価証券（株式）	87,799千円	87,835千円

※ 5 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年 3 月 31 日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年 3 月 31 日公布政令第119号）第 2 条第 4 号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出している。

再評価を行った年月日 2002年 3 月 31 日

6 財務制限条項

(1) 借入金（2018年8月29日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(2) 借入金（2020年12月30日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載している。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれている。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	6,980千円	10,525千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	97,793千円	100,899千円
給料	294,218千円	288,434千円
賞与引当金繰入額	32,290千円	38,370千円
退職給付費用	25,351千円	12,308千円
貸倒引当金繰入額	△200千円	△570千円
株主優待引当金繰入額	22,000千円	26,000千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	37,460千円	△1,485千円
組替調整額	△975千円	－千円
税効果調整前	36,484千円	△1,485千円
税効果額	－千円	－千円
その他有価証券評価差額金	36,484千円	△1,485千円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	54,535千円	△21,955千円
組替調整額	－千円	－千円
税効果調整前	54,535千円	△21,955千円
税効果額	－千円	－千円
繰延ヘッジ損益	54,535千円	△21,955千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	645千円	6,737千円
組替調整額	－千円	－千円
税効果調整前	645千円	6,737千円
税効果額	－千円	－千円
為替換算調整勘定	645千円	6,737千円
その他の包括利益合計	91,665千円	△16,704千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,000,000	—	—	30,000,000
合計	30,000,000	—	—	30,000,000
自己株式				
普通株式	105,562	—	—	105,562
合計	105,562	—	—	105,562

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5,600
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	9,130
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,840
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,244
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,085
合計			—	—	—	—	25,899

(注) 2018年ストック・オプションとしての新株予約権、2019年ストック・オプションとしての新株予約権及び2020年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

3. 配当に関する事項

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	30,000,000	177,000	—	30,177,000
合計	30,000,000	177,000	—	30,177,000
自己株式				
普通株式	105,562	—	—	105,562
合計	105,562	—	—	105,562

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加177,000株は、ストック・オプションの行使による増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	700
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,905
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,655
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	5,191
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,713
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	948
合計			—	—	—	—	17,112

(注) 2019年ストック・オプションとしての新株予約権、2020年ストック・オプションとしての新株予約権及び2021年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

3. 配当に関する事項

該当事項なし。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	1,495,413千円	1,253,143千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	△10,184千円	△10,185千円
現金及び現金同等物	1,485,228千円	1,242,958千円

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、商業施設事業における商業施設の空調設備(建物附属設備)である。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性を重視し、市場リスクが低い短期の預金等に限定し効率的な運用を行っている。また、資金調達については、主に銀行借入によっている。なお、デリバティブ取引は、実需取引のヘッジを目的として行い、投機目的及び短期的な売買損益を得る目的の取引は行わない方針としている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、「信用限度管理規程」に従い、信用限度運用基準を作成し、リスクを管理している。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式である。これらは発行体の信用リスク、市場価格の変動リスク等に晒されているが、時価や信用状況の把握を定期的に行うことで管理している。

破産更生債権等に係る信用リスクは、債権先ごとの信用状況を定期的に把握し管理している。

支払手形及び買掛金は、仕入先及び外注委託先に対する債務であり、短期間で支払われる。

借入金、運転資金及び設備資金等に係る長期の銀行借入金であり、金利の変動リスクを有している。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に三島地区商業施設の空調設備投資資金に係るものである。

預り保証金は、商業施設事業における賃貸不動産に係る預り保証金である。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引である。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は金利の変動によるリスクを有している。なお、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識している。これらの変動リスクは、時価の把握を定期的に行うことで管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*2)	141,835	141,835	—
(2) 破産更生債権等	83,256		
貸倒引当金 (*3)	△80,228		
	3,028	3,028	—
資産計	144,863	144,863	—
(1) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	11,492,614	11,492,614	—
(2) リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む)	82,515	77,991	△4,524
(3) 預り保証金 (1年以内に返還予定の預り保証金を含む)	1,613,114	1,550,197	△62,917
負債計	13,188,244	13,120,802	△67,441
デリバティブ取引 (*4)	(58,385)	(58,385)	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(*2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	前連結会計年度 (千円)
非上場株式	184,702

(*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*2)	140,349	140,349	—
(2) 破産更生債権等	83,256		
貸倒引当金 (*3)	△80,228		
	3,028	3,028	—
資産計	143,377	143,377	—
(1) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	10,884,622	10,884,622	—
(2) リース債務 (1年以内に返済予定のリース債務を含む)	60,669	58,295	△2,373
(3) 預り保証金 (1年以内に返還予定の預り保証金を含む)	1,531,326	1,477,700	△53,626
負債計	12,476,618	12,420,618	△55,999
デリバティブ取引 (*4)	(80,341)	(80,341)	—

- (*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。
- (*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	184,738

- (*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。
- (*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	1,495,413	—
受取手形及び売掛金	789,985	—
合計	2,285,399	—

(注) 破産更生債権等のうち、償還予定額が見込めない83,256千円は含めていない。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	1,253,143	—
受取手形	162,418	—
売掛金	498,165	—
合計	1,913,726	—

(注) 破産更生債権等のうち、償還予定額が見込めない83,256千円は含めていない。

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	607,992	607,992	547,992	3,288,038	338,000	6,102,600
リース債務	21,845	21,845	38,823	—	—	—
合計	629,837	629,837	586,815	3,288,038	338,000	6,102,600

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	607,992	547,992	3,288,038	338,000	5,428,300	674,300
リース債務	21,845	38,823	—	—	—	—
合計	629,837	586,815	3,288,038	338,000	5,428,300	674,300

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	140,349	—	—	140,349
資産計	140,349	—	—	140,349

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	3,028	—	3,028
資産計	—	3,028	—	3,028
長期借入金	—	10,884,622	—	10,884,622
リース債務	—	58,295	—	58,295
預り保証金	—	1,477,700	—	1,477,700
デリバティブ取引 金利関連	—	80,341	—	80,341
負債計	—	12,500,959	—	12,500,959

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、レベル2の時価に分類している。

預り保証金

預り保証金の時価については、返還期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定している。一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類している。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,390	1,998	1,392
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	138,445	153,405	△14,960
合計		141,835	155,403	△13,568

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額184,702千円)については、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,018	1,998	1,020
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	137,331	153,405	△16,074
合計		140,349	155,403	△15,054

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	14,103	975	—
合計	14,103	975	—

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項なし。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項なし。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項なし。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	3,515,000	3,515,000	△58,385

当連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	7,813,793	7,813,793	△80,341

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を設けている。

なお、当社及び国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	306,565	301,215
退職給付費用	26,549	16,994
退職給付の支払額	△31,899	△8,572
退職給付に係る負債の期末残高	301,215	309,637

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度26,549千円 当連結会計年度16,994千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費及び一般管理費	6,865千円	5,378千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 80,000株	普通株式 110,000株	普通株式 81,000株	普通株式 73,000株
付与日	2016年12月5日	2017年9月20日	2018年8月20日	2019年8月20日
権利確定条件	定めていない	定めていない	定めていない	定めていない
対象勤務期間	定めていない	定めていない	定めていない	定めていない
権利行使期間	2019年12月5日～ 2024年12月4日	2020年9月20日～ 2025年9月19日	2021年8月20日～ 2026年8月19日	2022年8月20日～ 2027年8月19日

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年7月22日	2021年7月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員3名	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名 当社執行役員3名
株式の種類及び付与数	普通株式 44,000株	普通株式 44,000株
付与日	2020年8月20日	2021年8月20日
権利確定条件	定めていない	定めていない
対象勤務期間	定めていない	定めていない
権利行使期間	2023年8月20日～ 2028年8月19日	2024年8月20日～ 2029年8月19日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日	2020年7月22日	2021年7月27日
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	81,000	73,000	44,000	—
付与	—	—	—	—	—	44,000
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	81,000	—	—	—
未確定残	—	—	—	73,000	44,000	44,000
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	80,000	110,000	—	—	—	—
権利確定	—	—	81,000	—	—	—
権利行使	70,000	75,000	32,000	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	10,000	35,000	49,000	—	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年11月9日	2017年8月23日	2018年7月25日	2019年7月24日	2020年7月22日	2021年7月27日
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	87	87	87	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	70	83	95	80	111	97

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	58.5%
予想残存期間	(注) 2	5.5年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	△0.14%

(注) 1. 5.5年間(2016年2月20日から2021年8月20日まで)の株価実績に基づき算定した。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っている。

3. 2021年3月期の配当実績によっている。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りである。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	728,274千円	690,169千円
棚卸資産評価損	37,776千円	43,797千円
賞与引当金	13,750千円	15,860千円
未払費用	1,808千円	2,147千円
減損損失	23,714千円	24,147千円
貸倒引当金	28,352千円	28,155千円
退職給付に係る負債	103,985千円	106,860千円
資産除去債務	18,823千円	19,000千円
資産調整勘定	44,618千円	29,745千円
その他有価証券評価差額金	4,693千円	5,207千円
繰延ヘッジ損益	20,195千円	27,790千円
その他	10,187千円	7,340千円
繰延税金資産小計	1,036,179千円	1,000,222千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△662,232千円	△668,078千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△276,650千円	△276,157千円
評価性引当額小計(注)1	△938,882千円	△944,235千円
繰延税金資産合計	97,296千円	55,986千円
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去費用)	△3,677千円	△3,311千円
繰延税金負債合計	△3,677千円	△3,311千円
繰延税金資産純額	93,619千円	52,675千円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	△2,476,495千円	△2,476,495千円
----------	--------------	--------------

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少である。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,340	—	—	718,275	—	7,658	728,274千円
評価性引当額	2,340	—	—	652,232	—	7,658	662,232千円
繰延税金資産	—	—	—	66,042	—	—	66,042千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	678,234	—	—	11,935	690,169千円
評価性引当額	—	—	656,142	—	—	11,935	668,078千円
繰延税金資産	—	—	22,091	—	—	—	22,091千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	51.1%	18.9%
住民税均等割額	3.8%	1.0%
評価性引当額の増減	△431.0%	△4.0%
連結子会社適用税率差異	△0.4%	△1.5%
その他	△3.1%	1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△345.0%	50.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が所有する不動産に係る建設リサイクル法・フロン回収破壊法等の法令で要求される法律上の義務及び賃貸借契約に基づく原状回復費用等である。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の利回りで割り引いて、資産除去債務の金額を計算している。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	54,154千円	54,622千円
時の経過による調整額	463千円	473千円
その他増減額(△は減少)	5千円	52千円
期末残高	54,622千円	55,147千円

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、静岡県三島地区の商業施設等の賃貸等不動産を有している。

これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：千円)

			前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
商業施設	連結貸借対照表計上額	期首残高	18,099,336	17,593,763
		期中増減額	△505,572	△412,716
		期末残高	17,593,763	17,181,047
	期末時価		21,346,000	21,183,000
その他	連結貸借対照表計上額	期首残高	341,664	338,351
		期中増減額	△3,312	△5,675
		期末残高	338,351	332,676
	期末時価		391,990	406,934

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。
- 2 商業施設の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、「サントムーン柿田川」の設備投資(17,950千円)であり、主な減少は、減価償却費(523,523千円)である。
当連結会計年度の主な増加は、「サントムーン柿田川」の設備投資(107,528千円)であり、主な減少は、減価償却費(520,245千円)である。
- 3 その他の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、減価償却費(3,312千円)である。
当連結会計年度の主な減少は、減価償却費(3,312千円)及び減損損失(2,362千円)である。
- 4 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額である。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりである。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
商業施設	賃貸収益	2,361,200	2,125,468
	賃貸費用	1,519,012	1,287,457
	差額	842,188	838,010
	その他(売却損益等)	—	—
その他	賃貸収益	13,071	13,753
	賃貸費用	6,783	5,762
	差額	6,287	7,990
	その他(売却損益等)	—	—

- (注) 賃貸収益及び賃貸費用は、賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、租税公課、保険料等)であり、それぞれ「売上高」及び「売上原価」等に計上している。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 （5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため記載を省略している。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略している。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、当社に商業施設事業本部、ヘルスケア事業本部、アパレルファッション・ユニフォーム事業本部及び経営管理本部を置き、各本部は国内及び在外連結子会社との密接な協力関係のもとに国内及び海外販売の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社グループは、当社各本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「商業施設事業」、「ヘルスケア事業」及び「繊維・アパレル事業」の3つを報告セグメントとしている。

「商業施設事業」は、商業施設の運営・管理及び不動産賃貸を行っている。「ヘルスケア事業」は、寝装品等の製造・販売をしている。「繊維・アパレル事業」は、衣料品・ユニフォーム等の製造・販売をしている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	商業施設事業	ヘルスケア 事業	繊維・アパ レル事業	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,374,272	1,252,752	990,493	4,617,518	—	4,617,518
セグメント間の内部売上高 又は振替高	456	41	406	904	△904	—
計	2,374,728	1,252,794	990,900	4,618,422	△904	4,617,518
セグメント利益又は損失(△)	785,162	△26,159	△4,610	754,392	△500,599	253,792
セグメント資産	18,501,702	899,729	764,220	20,165,652	1,743,597	21,909,249
その他の項目						
減価償却費	564,021	15,836	30	579,888	11,677	591,566
持分法投資利益	—	—	1,852	1,852	—	1,852
持分法適用会社への投資額	—	—	87,799	87,799	—	87,799
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	21,109	3,626	—	24,735	744	25,480

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	商業施設事業	ヘルスケア 事業	繊維・アパレル 事業	合計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	267,115	1,247,427	1,115,602	2,630,145	—	2,630,145
その他の収益	1,872,106	—	—	1,872,106	—	1,872,106
外部顧客への売上高	2,139,221	1,247,427	1,115,602	4,502,252	—	4,502,252
セグメント間の内部売上高 又は振替高	456	26	110	592	△592	—
計	2,139,677	1,247,453	1,115,713	4,502,844	△592	4,502,252
セグメント利益又は損失(△)	773,190	△10,698	△8,366	754,125	△506,500	247,625
セグメント資産	18,023,484	946,083	648,311	19,617,879	1,495,618	21,113,498
その他の項目						
減価償却費	561,219	16,103	16	577,339	10,637	587,976
持分法投資利益	—	—	36	36	—	36
持分法適用会社への投資額	—	—	87,835	87,835	—	87,835
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	127,402	564	—	127,967	—	127,967

(注) 1 調整額の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

セグメント利益又は損失(△)	前連結会計年度	当連結会計年度
全社費用※	△500,599	△506,500

※全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

(単位：千円)

セグメント資産	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	1,743,597	1,495,618

※全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金である。

(単位：千円)

その他の項目	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	11,677	10,637
有形固定資産及び無形固定資産の増加額※	744	—

※有形固定資産及び無形固定資産の増加額は、管理部門の設備投資額によるものである。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものはない。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものはない。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	商業施設事業	ヘルスケア事業	繊維・アパレル 事業	全社・消去	合計
減損損失	—	—	—	2,362	2,362

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失である。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	商業施設事業	ヘルスケア事業	繊維・アパレル 事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	14,408	—	—	14,408
当期末残高	—	171,297	—	—	171,297

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	商業施設事業	ヘルスケア事業	繊維・アパレル 事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	14,408	—	—	14,408
当期末残高	—	156,889	—	—	156,889

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	153.52円	153.96円
1株当たり当期純利益金額	3.26円	1.43円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3.23円	1.42円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	97,513	42,834
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	97,513	42,834
普通株式の期中平均株式数(株)	29,894,438	29,908,053
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	316,897	186,834
(うち新株予約権(株))	(316,897)	(186,834)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—

(重要な後発事象)

該当事項なし。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項なし。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金 (注) 3	607,992	607,992	1.35	—
1年以内に返済予定のリース債務 (注) 4	21,845	21,845	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,884,622	10,276,630	1.37	2023年～2044年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	60,669	38,823	—	2023年～2024年
合計	11,575,129	10,945,291	—	—

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載している。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していない。

3 「1年以内に返済予定の長期借入金」は連結貸借対照表の「短期借入金」に含めて表示している。

4 「1年以内に返済予定のリース債務」は連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示している。

5 長期借入金及びリース債務の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	547,992	3,288,038	338,000	5,428,300
リース債務	38,823	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	875,840	1,938,619	3,114,687	4,502,252
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)(千円)	△22,236	6,614	38,936	86,015
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△30,291	4,796	32,916	42,834
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△1.01	0.16	1.10	1.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△1.01	1.17	0.94	0.33

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,024,092	802,438
受取手形	193,837	162,418
売掛金	※3 500,713	※3 305,615
棚卸資産	※2 666,185	※2 740,753
その他	※3 20,734	※3 47,775
貸倒引当金	△1,740	△1,170
流動資産合計	2,403,823	2,057,830
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 8,754,968	※1 8,356,062
土地	※1 9,470,591	※1 9,468,228
リース資産	79,633	58,827
その他	96,561	62,595
有形固定資産合計	18,401,754	17,945,714
無形固定資産		
のれん	171,297	156,889
その他	23,838	17,091
無形固定資産合計	195,136	173,981
投資その他の資産		
投資有価証券	237,843	236,357
関係会社株式	66,656	66,656
関係会社出資金	37,973	37,973
長期貸付金	※3 181,550	※3 181,350
破産更生債権等	83,256	83,256
繰延税金資産	90,215	49,072
その他	62,150	66,632
貸倒引当金	△261,778	△261,578
投資その他の資産合計	497,866	459,719
固定資産合計	19,094,757	18,579,415
資産合計	21,498,580	20,637,246

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	152,279	150,195
買掛金	※3 338,752	166,148
短期借入金	※1 607,992	※1 607,992
未払法人税等	587	587
賞与引当金	32,290	38,370
株主優待引当金	22,000	26,000
その他	※1, ※3 313,126	※1, ※3 254,824
流動負債合計	1,467,027	1,244,117
固定負債		
長期借入金	※1 10,884,622	※1 10,276,630
リース債務	60,669	38,823
長期預り保証金	※1, ※3 1,571,518	※1, ※3 1,492,321
再評価に係る繰延税金負債	2,476,495	2,476,495
退職給付引当金	279,376	283,824
資産除去債務	47,419	47,893
その他	58,385	80,341
固定負債合計	15,378,486	14,696,329
負債合計	16,845,514	15,940,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	—	14,342
資本剰余金合計	—	14,342
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△58,524	3,095
利益剰余金合計	△58,524	3,095
自己株式	△7,219	△7,219
株主資本合計	34,256	110,217
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△13,568	△15,054
繰延ヘッジ損益	△58,385	△80,341
土地再評価差額金	4,664,864	4,664,864
評価・換算差額等合計	4,592,910	4,569,468
新株予約権	25,899	17,112
純資産合計	4,653,066	4,696,798
負債純資産合計	21,498,580	20,637,246

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	※1 3,650,897	※1 3,355,348
売上原価	※1 2,527,036	※1 2,228,657
売上総利益	1,123,861	1,126,690
販売費及び一般管理費	※1, ※2 868,949	※1, ※2 870,925
営業利益	254,911	255,764
営業外収益		
受取利息	※1 906	※1 908
受取配当金	6,260	※1 26,619
貸倒引当金戻入額	250	200
その他	3,218	1,768
営業外収益合計	10,635	29,496
営業外費用		
支払利息	209,076	171,678
その他	37,613	10,233
営業外費用合計	246,689	181,912
経常利益	18,858	103,349
税引前当期純利益	18,858	103,349
法人税、住民税及び事業税	587	587
法人税等調整額	△80,667	41,142
法人税等合計	△80,080	41,730
当期純利益	98,938	61,619

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
1 商品売上原価							
商品期首棚卸高		653,463			666,185		
当期商品仕入高		1,801,027			1,539,587		
合計		2,454,491			2,205,772		
他勘定振替高	※1	3,078			1,246		
商品期末棚卸高		666,185	1,785,227	70.6	740,753	1,463,773	65.7
2 営業賃貸及び役務原価							
租税公課	※2	156,916			177,463		
減価償却費		561,185			557,679		
その他の原価		23,706	741,808	29.4	29,741	764,884	34.3
売上原価合計			2,527,036	100.0		2,228,657	100.0

(注) 1. 他勘定振替高は、販売見本等商品の自家消費高である。

2. 租税公課の主なものは固定資産税である。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	－	－	－	△157,462	△157,462	△7,219	△64,682
当期変動額								
新株の発行（新株 予約権の 行使）								－
当期純利益					98,938	98,938		98,938
減資								－
株主資本 以外の項目の当期 変動額 （純額）								
当期変動額 合計	－	－	－	－	98,938	98,938	－	98,938
当期末残高	100,000	－	－	－	△58,524	△58,524	△7,219	34,256

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△50,052	△112,921	4,664,864	4,501,890	19,034	4,456,242
当期変動額						
新株の発行（新株 予約権の 行使）						—
当期純利 益						98,938
減資						—
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 （純額）	36,484	54,535	—	91,019	6,865	97,884
当期変動額 合計	36,484	54,535	—	91,019	6,865	196,823
当期末残高	△13,568	△58,385	4,664,864	4,592,910	25,899	4,653,066

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	－	－	－	△58,524	△58,524	△7,219	34,256
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の 行使）	7,171	7,171		7,171				14,342
当期純利益					61,619	61,619		61,619
減資	△7,171	△7,171	14,342	7,171				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	14,342	14,342	61,619	61,619	－	75,961
当期末残高	100,000	－	14,342	14,342	3,095	3,095	△7,219	110,217

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△13,568	△58,385	4,664,864	4,592,910	25,899	4,653,066
当期変動額						
新株の発行 (新株 予約権の 行使)						14,342
当期純利益						61,619
減資						—
株主資本 以外の項目の当期 変動額 (純額)	△1,485	△21,955	—	△23,441	△8,786	△32,228
当期変動額 合計	△1,485	△21,955	—	△23,441	△8,786	43,732
当期末残高	△15,054	△80,341	4,664,864	4,569,468	17,112	4,696,798

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

営業用賃貸資産及び同関連資産は主として定額法だが、一部定率法によっている。その他の有形固定資産については定率法によっている。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、全て定額法を採用している。

また、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3～47年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。ただし、残価保証が存在するリース取引については、残価保証相当額を残存価額としている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上している。

なお、退職給付債務の算定は退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づく簡便法によっている。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。

商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に係る収益は、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

当社が商品又は製品の販売並びに商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に代理人として関与している場合には、純額で収益を認識している。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務、外貨建予定取引
金利スワップ	長期借入金

(3) ヘッジ方針

為替及び金利等相場の変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っている。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。ただし、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略している。また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略している。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却している。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

1. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 2,362千円
- (2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施している。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

減損の兆候が存在するかどうかの判定において、翌事業年度の営業損益の見積りや市場価格の算定に用いる将来キャッシュ・フロー及び割引率について一定の仮定を設定している。これらの仮定は将来の不確実な経済環境及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 49,072千円
- (2) その他の情報

当該金額のうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産については、将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積っている。当該見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

3. 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難である。そのため、当社としては外部の情報源に基づく情報等を踏まえて今後も当該影響が続くものと仮定し、固定資産の減損の兆候判定、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っている。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。これにより、商業施設事業、ヘルスケア事業及び繊維・アパレル事業に係る一部の収益について、従来は総額で収益を認識していたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減している。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示している。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っていない。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度における売上高及び売上原価がそれぞれ222,678千円減少している。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。なお、財務諸表に与える影響はない。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物及び構築物	8,673,522千円	8,280,961千円
土地	8,955,189千円	8,955,189千円
計	17,628,711千円	17,236,150千円

担保対応債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期借入金	607,992千円	607,992千円
流動負債のその他(1年内返還予定の預り保証金)	61,436千円	61,436千円
長期借入金	10,884,622千円	10,276,630千円
長期預り保証金	496,783千円	435,346千円
計	12,050,833千円	11,381,405千円

※2 棚卸資産の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
商品	666,185千円	740,753千円

※3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	12,059千円	32,380千円
長期金銭債権	181,550千円	181,350千円
短期金銭債務	9,079千円	2,831千円
長期金銭債務	1,072,737千円	1,054,976千円

4 財務制限条項

(1) 借入金(2018年8月29日締結のシンジケートローン契約)については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

(2) 借入金(2020年12月30日締結のシンジケートローン契約)については、以下の財務制限条項が付されている。

- ① 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,319,445千円	1,354,904千円
仕入高	106,594千円	110,973千円
営業取引以外の取引による取引高	5,721千円	25,471千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度41%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度59%である。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料	289,403千円	282,342千円
賞与引当金繰入額	32,290千円	38,370千円
退職給付費用	25,351千円	12,308千円
減価償却費	26,212千円	25,155千円
貸倒引当金繰入額	△200千円	△570千円
株主優待引当金繰入額	22,000千円	26,000千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	30,000
関連会社株式	36,656
関係会社出資金	37,973
計	104,629

当事業年度 (2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	30,000
関連会社株式	36,656
関係会社出資金	37,973
計	104,629

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	722,500千円	682,900千円
棚卸資産評価損	37,776千円	43,797千円
関係会社株式評価損	3,459千円	3,459千円
減損損失	41,354千円	42,171千円
貸倒引当金	91,151千円	90,884千円
賞与引当金	11,169千円	13,272千円
退職給付引当金	96,636千円	98,174千円
資産調整勘定	44,618千円	29,745千円
その他有価証券評価差額金	4,693千円	5,207千円
繰延ヘッジ損益	20,195千円	27,790千円
その他	27,204千円	24,667千円
繰延税金資産小計	1,100,758千円	1,062,071千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△656,457千円	△660,809千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△350,407千円	△348,887千円
評価性引当額小計	△1,006,865千円	△1,009,687千円
繰延税金資産合計	93,892千円	52,383千円
繰延税金負債		
有形固定資産(資産除去費用)	△3,677千円	△3,311千円
繰延税金負債合計	△3,677千円	△3,311千円
繰延税金資産の純額	90,215千円	49,072千円
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	△2,476,495千円	△2,476,495千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	58.0%	15.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.3%	△7.1%
住民税均等割額	3.1%	0.6%
評価性引当額の増減	△520.5%	△7.9%
その他	2.5%	4.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△424.6%	40.4%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	8,638,597	107,528	—	492,357	8,253,768	7,798,227
構築物	116,371	—	—	14,076	102,294	876,513
機械及び装置	4,202	—	—	—	4,202	79,842
工具、器具及び備品	92,359	—	—	33,966	58,393	413,541
土地	9,470,591 [7,141,359]	—	2,362 (2,362)	—	9,468,228 [7,141,359]	—
リース資産	79,633	—	—	20,805	58,827	233,644
有形固定資産計	18,401,754 [7,141,359]	107,528	2,362 (2,362)	561,205	17,945,714 [7,141,359]	9,401,769
無形固定資産						
ソフトウェア	22,746	—	—	6,420	16,326	37,107
のれん	171,297	—	—	14,408	156,889	43,224
その他	1,092	—	—	326	765	3,911
無形固定資産計	195,136	—	—	21,154	173,981	84,243

(注) 1. 建物の当期増加額は、三島地区商業施設の設備投資によるものである。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

3. 土地の[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行った当該再評価差額である。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	263,518	—	770	262,748
賞与引当金	32,290	38,370	32,290	38,370
株主優待引当金	22,000	26,000	22,000	26,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) _____ 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.daitobo.co.jp/
株主に対する特典	(1) 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主で、その前年の9月30日現在の株主名簿に同一株主番号で記載または記録があり、かつ、継続保有期間が6か月以上1年未満に該当する株主に対し、保有株式数に応じて下記のとおり贈呈する。 100株以上1,000株未満 当社E Cサイト取扱商品の優待割引券1回分 1,000株以上2,000株未満 ①2,000円相当のクオカード ②当社E Cサイト取扱商品の優待割引券1回分 2,000株以上 ①4,000円相当のクオカード ②当社E Cサイト取扱商品の優待割引券1回分 (2) 毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主で、その前年の3月31日以前の株主名簿に同一株主番号で連続して記載または記録された株主に対し、保有株式数に応じて下記のとおり贈呈する。 100株以上1,000株未満 当社E Cサイト取扱商品の優待割引券2回分 1,000株以上2,000株未満 ①3,000円相当のクオカード ②当社E Cサイト取扱商品の優待割引券2回分 2,000株以上 ①5,000円相当のクオカード ②当社E Cサイト取扱商品の優待割引券2回分

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していない。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第201期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第202期第1四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月6日関東財務局長に提出

（第202期第2四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月8日関東財務局長に提出

（第202期第3四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月8日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2021年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書

2022年5月16日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年 6 月27日

ダイトウボウ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 安 達 則 嗣

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 部 秀 穂

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイトウボウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産（サントムーン柿田川）の減損の兆候判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
2022年3月末現在、会社は「第3【設備の状況】2【主要な設備の状況】」の記載にあるように、サントムーン柿田川に係る固定資産の合計額は17,261,175千円であり、これは連結総資産の82%程を占める。 会社は当該固定資産の減損の兆候判定を行うにあたり、①営業損益が2期連続してマイナスの場合、②回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合、③市場価格の著しい下落がある場合及び④経営環境の著しい悪化があった場合等に減損の兆候があるものとしている。 【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、減損の兆候の把握に際して、営業損益のうち翌期営業損益の見積りについては、今後の市場の動向等に影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものである。 また、市場価格の算定に用いる将来キャッシュ・フロー及び割引率の見積りは、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等の影響を受けるほか、会社の経営状況及び経済環境等に、より大きく影響を受ける。このため、見積りの不確実性が高く、経営者による主観的な判断の程度が大きい。 以上より、当該固定資産に係る減損の兆候判定の妥当性が特に重要であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は会社が実施した減損の兆候判定の方法について、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 固定資産の評価を適切に行うために経営者が構築した内部統制について整備評価手続及び運用評価手続を実施した。 (2) 営業損益の検討に関して、事業計画との整合性及びその合理性を検討した。 (3) 会社が利用した外部の専門家に面談を行い、適性、能力及び客観性を評価した。また、以下の手続を実施し、当該専門家による鑑定評価の結果及びそれに対する経営者の検討結果を評価した。 ・市場価格の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りについて、その合理性を検討した。 ・市場価格の算定に用いる割引率の見積りについて、入手可能な外部データとの突合及びその合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ダイトウボウ株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ダイトウボウ株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2022年 6 月27日

ダイトウボウ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 安 達 則 嗣

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 部 秀 穂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイトウボウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第201期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産（サントムーン柿田川）の減損の兆候判定

2022年3月末現在、会社は「第3【設備の状況】2【主要な設備の状況】」の記載にあるように、サントムーン柿田川に係る固定資産の合計額は17,238,513千円であり、これは総資産の84%程を占める。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産（サントムーン柿田川）の減損の兆候判定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。